

平成29年度 平塚養護学校 不祥事ゼロプログラム

平塚養護学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

平塚養護学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長及び教頭・事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

①～⑩の各項目については()に記載した学部及び連絡会が中心となって企画し、職員会議で全教職員に周知する。

① 法令順守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知徹底）

(平成29年度担当;グループ・部門連絡会：年間を通して随時、啓発を行う)

ア 目標

・教職員としての服務について十分に理解し、公務外非行を未然に防止することができるように意識を高める。教育公務員として、社会的な責任の重さを自覚し、一社会人としても法令遵守を徹底する。

イ 行動

- i 啓発資料や新聞掲載記事の提示により意識の啓発を図る。
- ii 職員会議等の場で、服務についての具体的な説明を継続して行うことで日常的に自覚を持ち続けられるようにする。

ウ 検証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

② わいせつ・セクハラ行為の防止

(平成29年度;外部講師による研修を行う 時期は未定)

ア 目標

・人権を尊重する意識と態度を向上させ、セクハラやパワハラ、わいせつ行為の根絶を図る。

イ 行動

- i 外部講師を依頼し、スクールセクハラ及びパワハラの根絶に向けて全教職員の意識の向上を図る。
- ii 職員会議等の場を利用して問題提起を行い、互いに注意喚起できるような風通しのよい職場環境づくりを目指し、相談窓口(管理職, 連携部長)を周知する。

ウ 検証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

③ 体罰、不適切な指導の防止

(平成29年度担当;肢体不自由教育部門小学部:11月定例職員会議で研修を行う)

ア 目標

・個々の児童生徒の実態を的確に把握・分析し、適切な指導体制を整えて、児童生徒の人権を尊重しながら効果的な指導を行う。また、児童生徒や保護者、地域の方等に対する日常の言葉遣い、電話での対応等にも十分配慮する。

イ 行動

- i 個々の児童生徒についてケース会を持ち、学年会・学部会で指導方法・内容等について検討し、必要があれば、これまでの指導法を修正する。
- ii 指導が困難な児童生徒の場合は、校内支援会議や拡大ケース会及び校内児童生徒事例報告会(5月・10月)で報告し、指導にあたっての共通理解を図り、協力体制を確立して指導にあたる。
- iii 体罰・不適切指導防止に関する新聞掲載記事等の啓発資料を作成し、職員会議で全体に投げかけ、意識の向上を図る。
- iv 常に児童生徒及び保護者の視点に立つことを忘れず、職員が共通理解のもとで指導にあたり、

体罰や不適切な指導の抑止に努める。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

④ 成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

(平成29年度担当;運営グループ長 連携グループ長: 年間を通して随時啓発を行う)

ア 目 標

- ・個別教育計画や進路指導に係る資料等の機密文書作成から回議、個別配付に至るまでの経過における事故防止に努める。

イ 行 動

- i 児童生徒を通じて保護者に渡す個別教育計画や進路資料については、誤配や誤記を防ぐために学部、学年単位等で、チェックを行い、事故を未然に防止する体制を確立する。
- ii 機密文書は必要以上にコピーしないことを徹底し、置き忘れや紛失などの事故を未然に防ぐ。
- iii 電子データの保存については本校の情報セキュリティポリシーに則り、「対策重要度 i」の文書にしないことを徹底する。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

⑤ 個人情報等の管理 情報セキュリティ対策 (パスワードの設定 誤廃棄防止)

(平成29年度担当;情報ネット班,知的障害教育部門小・中学部:9月定例職員会議で研修を行う)

ア 目 標

- ・神奈川県情報セキュリティポリシーに基づき、電子情報、パソコン等の電子機器の正しい管理について周知し、個人情報の紛失、流失及び情報ネット関係の事故を未然に防止する。

イ 行 動

- i 本校情報セキュリティポリシーに基づき、正しい電子情報の管理について周知し、個人情報の紛失、流失及び情報ネット関係の事故を未然に防止する。
- ii 本校の個人情報管理規定について、研修の場で徹底を図る。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

⑥ 交通事故防止 酒酔い・酒気帯び運転防止 交通法規の遵守

(平成29年度担当;肢体不自由教育部門中学部:12月定例職員会議で研修を行う)

ア 目 標

- ・交通事故の発生の未然防止、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。
- ・法令遵守の意識を持ち、日常生活の中での交通安全に努める。

イ 行 動

- i 交通事故の事例を知り、交通ルールの見直しを通して、安全に対する自覚を高め、責任感を高める。
- ii 職員啓発資料などをもとに、教職員全員を対象にした職員研修を実施する。また、この後、日常での意識の喚起を図る。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

⑦ 業務執行体制の確保等 (情報共有 相互チェック体制 業務協力体制)

(平成29年度担当;グループ・部門連絡会: 年間を通して随時研修を行う)

ア 目 標

- ・業務内容の多様性や複雑化にともなう執行体制のあり方や情報共有、チェック体制等の業務推進のための方法について見直しと改善を継続的に行う。

イ 行 動

- i 業務執行体制について中間反省及び年度末反省を行い、次年度の体制づくりの準備を行う。
- ii 学部及び分掌班間の情報共有、業務推進のためのチェック・協力体制の整備について継続的な実態の把握を行い、業務推進の円滑化を図る。
- iii グループ・部門連絡会の場を有効に活用し、共有された情報や改善策等を学部及び分掌班に確実に伝え、業務推進の向上と執行体制の整備に配慮する。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

⑧ 会計事務等の適正執行

(平成29年度担当;知的障害教育部門高等部:10月定例職員会議で研修を行う)

ア 目 標

- ・適正な私費の徴収・管理・執行を行う。
- ・備品の管理の適切化を図る。

イ 行 動

- i 運営グループ教務班とともに、私費会計基準に沿った会計処理・管理・運用の適正化を促進する。
- ii 通帳とカードの管理及び取扱いや私費財務調査、監査、会議等で指摘があったことについて全体に周知し、研修の場で徹底する。
- iii 事務、総務グループ 教材備品・視聴覚班とともに、備品の保管管理について、全体に周知し、徹底する。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

⑨ 入学者選抜に係る事故防止

(平成29年度担当;運営グループ長 肢体不自由教育部門高等部:1月定例職員会議で研修を行う)

ア 目 標

- ・規定に基づいた正式な段取りに従って、企画、運営、評価を行い、不正や不適切な対応がないように、十分に配慮する。

イ 行 動

- i 運営グループ長、高等部学部長を中心に、入学選抜を希望する生徒の実態や情報を的確に把握するように努める。
- ii 教育相談や説明会の機会を重視し、入学を希望する生徒や保護者、関係する機関へ、正確な情報を提供し、本校の教育活動に係る内容について十分な理解を得られるように心がける。
- iii 入学者選抜に関しては、不正が無いように、公平かつ厳選に執り行うよう、充分、配慮してあたる。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

⑩ 個別面談による防止への取り組み

(平成29年度担当;管理職 : 平成29年度内に全職員を対象に行う)

ア 目 標

- ・不祥事根絶に向け、全職員が一丸となって取り組むため、学校としての意思の疎通と統一を図る。

イ 行 動

- i 全職員を対象に、個人的に面談を行い、不祥事防止に向けて、情報意見交換を行い、あらためて問題意識の定着に努める。
- ii 面談は、自己観察に係る面談等の機会に合わせて行う。

ウ 検 証

「3 検証」に準じて、年間をとおして、検証内容及び結果を加筆する。

3 検 証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年9月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年11月までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成29年12月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果を踏まえ、平塚養護学校独自の新たな目標設定及び、教育委員会共通目標の修正を行ったうえで、平成30年度における平塚養護学校不祥事ゼロプログラム策定について検討する。

4 実施結果

3の(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては不祥事防止会議が行うものとする。

6 その他

プログラムは学校ホームページに掲載する。(平成29年6月)